

2022年（令和4年）第10回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）10月14日（金）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）10月14日（金）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）10月31日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 非農地証明について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第5号 非農地判断について
- 議案第6号 福山農業振興地域整備計画の変更の協議に対する回答について

6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

- | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 1番 佐藤 眞子 | 4番 野田 幸男 | 6番 谷邊 博人 | 7番 岡本 卓也 |
| 10番 安原 理雄 | 12番 河村 昇 | 13番 山本 明 | 14番 須藤 薫雄 |
| 15番 谷本 耕造 | | | 以上9名 |

8 欠席委員

- | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| 2番 上田憲一郎 | 3番 土屋 智樹 | 5番 寶諸 孝也 | 8番 小林 輝仁 |
| 9番 石井 洋子 | 11番 下江 京子 | | 以上6名 |

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

事務局長	佐藤 貴保	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋 雄	事 務 局	三好 千鶴
神辺出張所	杉原 信弘	松永出張所	花 田 宏
北部出張所	藤 井 勝俊	沼隈出張所長	野田 真之
農業振興課	岡本 遊		以上9名

11 議事内容
午前 9時50分

事務局長	<p>ただいまから、2022年（令和4年）第10回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会長	<p>— 開会挨拶 —</p>
会長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち，出席委員10名，欠席委員5名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p>
議長	<p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号1番佐藤眞子委員と議席番号13番山本明委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2022年（令和4年）第10回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>最初に議案書（別冊）の7ページ2番の面積欄「257」を「257の内191.3」に訂正。同じく合計欄「畑257 計257」を「畑191.3 計191.3」に訂正。</p> <p>次に10ページの12番，18番，19番が取下げ。これに伴い，合計欄「田 13筆 6,002 畑 20筆 8,510.85 計 33筆 14,512.85」を「田 10筆 4,973 畑 19筆 8,101.85 計 29筆 13,074.85」に訂正。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、10月24日の午前8時30分からの現地調査に続き、午前11時20分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中7名の出席により、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号2件、議案第5号3件、合計8件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番について報告します。</p> <p>1番は赤坂町赤坂の譲渡人から、御幸町森脇の譲受人が御幸町森脇の田2筆を遺贈で譲り受けるものです。</p> <p>場所は御幸小学校から東210mです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、10月25日の午後1時15分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号3件、議案第5号8件、合計17件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から7番について報告します。</p> <p>2番は、瀬戸町の受人が、駅家町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、木之庄町の受人が、大黒町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番と5番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の受人が、4番の渡人から申請地を譲り受け、5番の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番は、熊野町の受人が、千代田町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>7番は、神辺町の受人が、鞆町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、10月25日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6人の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番から11番について報告します。</p> <p>8番から10番は関連案件です。今津町の受人が、8番と9番で、本郷町と今津町の渡人と使用貸借権を設定し、10番で今津町の渡人から譲受けて、新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>11番は、藤江町の受人が、緑町の渡人から譲受け、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、10月25日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号4件、議案第2号4件、議案第3号1件、議案第5号5件、の合計14件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの12番から15番について報告します。</p> <p>12番は、御門町から実家のある法成寺へ通い耕作している譲受人が、譲</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>渡人である破産者の父親から申請地を譲り受け、引き続き、母親と3人で水稲や季節野菜を栽培していくものです。</p> <p>場所は駅家東小学校の北700メートルの所です。</p> <p>13番は、駅家町の譲渡人は新規就農のため、今年8月31日の農地法第3条許可により申請地を取得しましたが、労力不足により、この度、新市町の譲受人が申請地を譲り受けることになりました。水稲を栽培し、経営規模を拡大する計画です。</p> <p>場所は常金丸中学校の南1.5キロメートルの所です。</p> <p>14番は、新市町の譲受人は建設業を営んでおり、会社周辺にあたる申請地5筆を同町の譲渡人から譲り受け、水稲や季節野菜を栽培し、経営規模拡大する計画です。</p> <p>場所はJR戸手駅の西350メートルの所です。</p> <p>15番は、新市町の譲受人が自宅隣地にあたる申請地2筆を同町の譲渡人から譲り受け、季節野菜を栽培して経営規模拡大する計画です。</p> <p>場所は常金丸中学校の西450メートルの所です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> <p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4頁1番について報告します。</p> <p>1番は、御幸町下岩成の譲渡人から御幸町上岩成の譲受人が所有権を取得し、申請地を譲受人が進入路及び駐車場とするものです。</p> <p>場所は、ビッグローズから南、220メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から4番について報告します。</p> <p>2番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、沼隈支所の北東、約700メートルです。</p> <p>3番と4番は関連案件です。</p> <p>熊野町の受人が、2人の渡人から申請地を譲り受け、水路として利用するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>また、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>場所は、熊野小学校の東、約600メートルです。</p>

<p>委員 4番 続き</p>	<p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページ5番から8番について報告します。</p> <p>5番と6番は関連案件です。</p> <p>5番は大阪府中央区の再生可能エネルギー発電事業者が申請地を譲り受け、160枚の太陽光発電パネルを設置し、売電事業を行うものです。</p> <p>また、太陽光発電パネル設置工事のための進入路として、6番の申請地の一部に使用貸借権を設定して、令和5年1月25日まで一時転用するものです。場所は加茂中学校の西600メートルの所です。</p> <p>次の7番・8番も大阪府中央区の再生可能エネルギー発電事業者が申請地を譲り受け、それぞれ170枚の太陽光発電パネルを設置し、売電事業を行うものです。</p> <p>7番の場所は加茂中学校の南西800メートルの所で、8番の場所は網引小学校の北1キロメートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、10月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所2階21会議室において、地区協議会員8名中6名の出席により、議案第2号1件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ9番について報告します。</p> <p>9番は、奈良津町の売電事業を営む法人が、湯野の畑1筆656㎡を西中条の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル52枚を設置して売電をするものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>

<p>1 議 長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の3番と4番は農用地区域内農地ですが、担当部局との調整は整っています。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第2号には常設審議委員会への意見聴取案件がありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第3号「非農地証明について」の6頁1番について報告します。 1番は、千田町千田の申請人が1993年（平成5年）頃から耕作放棄し、雑木などが繁茂し山林状態になったものです。 場所は、千田小学校から南東へ1, 100mです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の2番について報告します。 2番は、藤江町の申請人が、昭和30年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。 場所は、石井上池から南東方向へ、約270メートルから700メートルの範囲です。 なお、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の別冊6ページ3番について報告します。 3番は神辺町の所有者が新規就農のため、平成29年から平成30年にかけて申請地を譲り受ける前から、耕作放棄されていたもので、取得後も労力不足により、耕作できないままになっていたところ、雑木等が繁茂し、原野となっているものです。 場所は服部大池の北4.5キロメートルの所です。 申請地は農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、7頁1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、申請人である配偶者が伊勢丘三丁目の1筆を相続し、460.4㎡の内357.5㎡を営農していくものです。</p> <p>場所は、伊勢丘小学校から西へ100mです。</p> <p>2番は、申請人である子が多治米町二丁目の農地1筆相続し、257㎡の内191.3㎡を営農していくものです。</p> <p>場所は、多治米保育所から西260mです。</p> <p>現地確認を行いました。いずれも申請地は適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。
議長	次に、議案第5号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第5号「非農地判断について」の8頁1番から3番について報告します。 1番2筆は市街化区域の隣接した場所で、農地パトロールで2020年9月から、複数年荒廃区分5と確認しており、山林状態が続いているものです。 山の麓で、接道がなく、不整形地・狭小地のため、耕作困難だったと考えられます。場所は坪生小学校から北東1, 290mの位置になります。 2番と3番は、市街化調整区域のまとまっている場所です。 農地パトロールで2016年9月から山林状態で、短いものでも2018年9月から荒廃区分5と確認しております。こちらも山の麓で不整形地・狭小地が多い状態で耕作困難であったと考えられます。 場所は坪生小学校から東北東1, 110mの位置になります。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第5号「非農地判断について」の4番から11番について、まとめて報告します。 4番については昨年から、その他については平成28年から、農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されています。 田尻町または内海町にある山際の農地で、山林となっております。

委員 続き	いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。
議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 10番 安原	<p>それでは、議案第5号「非農地判断について」の別冊10ページ13番から17番について報告します。</p> <p>13番と15番は深い谷あいであり、階段状の不整形地のため、雑木等が繁茂しておりました。</p> <p>14番は山麓で竹藪になって山林化しておりました。</p> <p>場所は服部大池の北西2キロメートルから3キロメートルの所です。</p> <p>16番と17番の2208番は道城谷池に面しており、雑木等が繁茂し、原野化しておりました。</p> <p>17番の2479番1は県道中野駅家線の下で雑木等が繁茂し、原野化しておりました。</p> <p>場所は駅家東小学校の北東400メートルから700メートルの所です。</p> <p>いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断は妥当としました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —

議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第5号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第6号「福山農業振興地域整備計画の変更の協議に対する回答について」を上程します。</p> <p>担当課より説明してください。</p>
農業振興 課職員	<p>農業振興地域からの除外申出に係る担当をしている農業振興課の岡本です。</p> <p>私の方からは，2022年6月に受付等を行った農用地区域からの除外申出に係る内容について，説明させていただきます。</p> <p>まず概要について，簡単に触れさせていただきます。</p> <p>農業振興地域内において，農用地に指定した区域は，農地以外に利用できないこととなっておりますが，やむを得ない理由により，農地以外に利用する必要が生じた場合には，あらかじめ，その農地を農用地区域から除外する必要があります。</p> <p>除外するにあたっては条件があり，まず5つの要件として，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと ・農用地の集団化，農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと ・農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと ・土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること <p>という要件が定められています。</p> <p>また，その他として，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急のものでないこと ・他法令の許可等の見込みがあること <p>及び，</p> <p>本市が独自に基準を定めた「農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画</p>

農業振興
課 続 き

の変更事務取扱要領」による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていることが条件となります。

今回は、年2回の申出のうち、2022年6月30日を締切りとして受付け等を行った申出分、農用地区域からの除外97件、用途区分変更2件、編入1件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、協議させていただきます。

変更内容について、概要を申し上げます。

お配りした「福山農業振興地域整備計画の変更に係る資料」をご覧ください。

資料を1枚めくっていただき、1ページ「1.農用地利用計画変更状況」の「(1)重要変更（農用地区域からの除外）」をご覧ください。

各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄にある97件、139筆、50,180.46㎡になります。

この具体的な内容については、次の2ページから16ページまでに記載をしております。

では、17ページをご覧ください。

この一覧表の面積の合計を、理由別に集計した表を添付しております。

表の真ん中、変更後の土地利用計画は「山林原野」、表右側の理由別面積では、「耕作不適地」が多くなっておりますが、これは非農地証明、非農地判断に基づくものを集計した数字になっております。

続いて、資料18ページ、

「(2)軽微変更（用途区分の変更）」について、申出が2件、2筆、168.05㎡ありました。

この具体的な内容については、次の19ページに記載をしております。

続いて、資料20ページ、

「(3)農用地区域への編入」について、申出が1件、1筆、529㎡ありました。

この具体的な内容については、次の21ページに記載をしております。

最後に、資料22ページをご覧ください。

ここまでの件数、筆数、面積をまとめて表にしたものです。

(1)重要変更（農用地区域からの除外）については、変更理由の主なものとしては、非農地判断が52件、非農地証明が14件となっています。

次に(2)軽微変更（用途区分の変更）については、農業用施設用地によるものとなっております。

次に(3)農用地区域への編入については、農地として継続的に使用するものとなっております。

資料の説明については以上となりまして、今後の手続きの流れにつきましては、本日の協議に対する回答をいただいた後、公告し、14日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への本協議等、所定の手続きを経て、農業振興地

農業振興 課 続 ぎ	<p>域整備計画の変更が決定されます。</p> <p>私の方からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 6 号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第 6 号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第 6 号は、「協議のとおり変更することに異議がない旨」を回答します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の 11 ページから 14 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、13 件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、15 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、16 ページから 21 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4 条 6 件、5 条 4 1 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、22 ページの「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 16 号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1 件の協</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>議書を受理しています。</p> <p>次に、23ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。</p> <p>次に、24ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から1件、広島法務局福山支局から3件の計4件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第10回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は11月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時35分閉会